

○北海道警察再被害防止要綱の制定について（通達）

令和7年3月11日

道本刑第4111号（務・生企・地・交企・公1合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
道警察における再被害防止措置については、これまで「北海道警察再被害防止要綱の制定
について」（平25. 11. 22道本刑第2229号（務・生企・地・交企・公1合同）。以下「旧通達」
という。）及び「通達の延長について」（令6. 3. 11道本刑第4577号（務・生企・地・交企
・公1合同）。以下「延長通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、再
被害防止対象者の上申方法等の一部改正を行い、新たに別添のとおり「北海道警察再被害防
止要綱」（以下「要綱」という。）を制定し、令和7年4月1日から運用することとしたので、
所属職員に周知徹底するとともに、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達及び延長通達は、同日付けで廃止する。

記

改正の要旨

- (1) 再被害防止対象者の指定の手續等について、迅速な指定及び事務の効率化を図るため、関係する警察本部の事件を主管する課を経由して上申することに改正した（要綱第2の事項関係）。
- (2) 再被害防止措置の実施体制の名称を一部改正した（要綱第5の1の事項関係）。
- (3) 再被害防止対象者に対する措置事項として、関連情報の教示については、別に定めるところとしていたが、本要綱で定めることに改正した（要綱第5の2の(2)の事項関係）。
- (4) 再被害防止対象者の指定期間の延長、指定期間内の解除について、上申手續を一部改正した（要綱第6の事項関係）。
- (5) 刑事施設等との連携については、別に定めるところとしていたが、本要綱で定めることに改正した（要綱第8の事項関係）。

別添

北海道警察再被害防止要綱

第1 目的

この要綱は、犯罪の被害者又はその親族（以下「被害者等」という。）が、検挙した当該犯罪の被疑者（以下「加害者」という。）により再び危害を加えられる事態を防止するため、被害者等の保護に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第2 再被害防止対象者の指定

警察本部長は、被害者等のうち、犯罪の手口、動機及び組織的背景、加害者と被害者等との関係、加害者の言動その他の状況から、加害者の再犯により、生命又は身体に関する犯罪被害を受けるおそれが大きく、組織的かつ継続的な再被害防止措置を講じる必要がある者（ただし、北海道警察保護対策実施要綱の制定について（令4. 3. 25道本捜4第4380号（生企・地・刑・組・薬銃・交企・公1合同））別添北海道警察保護対策実施要綱の保護対象者を除く。）を「再被害防止対象者」として指定するものとする。

また、被害者等以外の事件関係者（捜査を行うに当たり関係を有することとなる全ての者をいう。）について、加害者の逆恨み等により加害行為の対象となるおそれがあり、保護措置を実施する必要がある場合は、この要綱に定める事項を準用して、必要な措置を講じるものとする。

第3 再被害防止対象者の指定の手続

1 指定の上申

- (1) 犯罪の被疑者を検挙した警察署長又は警察本部若しくは方面本部の事件を主管する課の長（以下「所属長」という。）は、被害者等を再被害防止対象者に指定する必要を認めた場合には、あらかじめ関係する警察本部の事件を主管する課長と総合的に検討の上、警察本部長に上申するものとする。この場合の上申は、当該警察本部の課長（札幌方面以外の所属長にあつては併せて当該方面本部長）を経由してするものとし、当該警察本部の課長は、関係する警察本部の生活安全部、刑事部、交通部及び警備部の庶務を担当する課長の意見を聴くものとする。
- (2) 被害者等からの相談、関係機関からの通報等を受理した場合には、当該相談等に関係する所属長は、再被害防止対象者について指定の要否を検討し、(1)の事項に準じて上申するものとする。

2 指定

警察本部長は、1による上申があった被害者等が、再被害防止対象者に該当すると認めるときは、当該被害者等を再被害防止対象者に指定するものとする。

第4 再被害防止措置実施警察署の指定等

1 再被害防止措置実施警察署の指定

警察本部長は、当該被害者等を再被害防止対象者に指定するとき、再被害防止対象者及び加害者の住居地、勤務地等を勘案し、一の警察署を再被害防止の措置を実施する警察署（以下「実施警察署」という。）に指定するものとする。

2 指定の通知

警察本部長は、1により指定された実施警察署の長に対し、実施警察署に指定された旨及び被害者等を再被害防止対象者に指定した旨並びに指定期間を通知するものとする。

第5 再被害防止措置の実施

1 実施体制

再被害防止措置は、原則として、次の分担により、相互に緊密な連絡を保ち、実施するものとする。

ア 本部担当課長

本部担当課長は、警察本部の事件を主管する課の長とし、加害者の釈放等に関する情報を把握するほか、再被害防止措置の実施に必要な関連情報を集約・分析するとともに、実施警察署を指導するものとする。

また、本部担当課長は、関係する庶務を担当する課長及び警察本部警務課長に対し、再被害防止対象者の指定状況について連絡するものとする。

イ 実施警察署長

実施警察署長は、第4の1により指定された実施警察署の長とし、再被害防止措置について、総合的な体制を確立するとともに関係所属と連携の上、同措置の実施に当たるものとする。

ウ 実施警察署担当者

実施警察署長が指定した同署に所属する警部以上の階級にある者は、実施警察署担当者として、同警察署長の指揮を受け、再被害防止措置の実施及び関係所属

との連絡調整に当たるものとする。

エ 庶務担当課長

警察本部の生活安全部、刑事部、交通部及び警備部の庶務を担当する課の長は、庶務担当課長として、再被害防止対象者の指定及び再被害防止措置の実施について、本部担当課長からの連絡によりその状況を把握するとともに、同課長に対し、本要綱の運用に関連する事項について助言・協力するものとする。

オ 警察本部警務課長

警察本部警務課長は、警察本部において犯罪被害者支援に関する総合調整を担当する立場から再被害防止対象者の指定及び再被害防止措置の実施について、本部担当課長からの連絡によりその状況を把握するとともに、同課長に対し、この要綱の運用及び犯罪被害者支援に関連する事項について助言・協力するものとする。

2 措置事項

(1) 関連情報の収集等

実施警察署長は、再被害防止措置の実施に必要な関連情報（以下「関連情報」という。）を収集するものとする。

なお、関連情報は適正に管理し、秘密を厳守すること。

(2) 再被害防止対象者に対する措置

実施警察署長は、再被害防止対象者への連絡体制を確立し、要望を把握するとともに、非常時の通報要領、自主警戒等について防犯指導を行い、必要に応じ、所要の警戒措置を実施するものとする。

なお、加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報について、再被害防止対象者から教示を求められた場合又は再被害防止のために必要がある場合には、当該関連情報を教示すること。

(3) 加害者に対する措置

実施警察署長は、加害者の動向把握を行うほか、必要に応じ、指導警告等の措置を実施するものとし、刑罰法令に触れる行為を認知した場合には、厳正に対処するものとする。

第6 再被害防止対象者の指定の解除等

1 指定の解除

指定期間を経過したときは、指定が解除されたものとみなす。

2 指定期間の延長

実施警察署長は、指定期間の延長について、指定期間経過前にその要否を検討し、延長の必要があると認めるときは、期間を定めて、本部担当課長に延長を上申するものとする。

3 指定期間内の解除

実施警察署長は、指定期間内であっても、指定の必要がなくなつたと認めるときは、関係する警察本部の事件を主管する部長（札幌方面以外の実施警察署長は、当該方面本部長を経由して）に指定の解除を上申するものとする。

4 指定期間の延長及び指定期間内の解除の決定

- (1) 本部担当課長は、実施警察署長から2の指定期間の延長の上申を受けたときは、その要否を決定するものとする。
- (2) 警察本部の事件を主管する部長は、実施警察署長から3の指定期間内の解除の上申を受けたときは、その要否を決定するものとする。

第7 都府県警察との連携

- 1 実施警察署長は、再被害防止措置を実施する上で関係を有する警察署が都府県警察に属する場合には、本部担当課長を経由して、当該都府県警察の対応する本部担当課長を通じ、当該関係を有する警察署長に協力を依頼するものとする。
- 2 本部担当課長は、都府県警察間の連携等について必要があるときには、警察庁又は管区警察局による調整を求めることができる。

第8 刑事施設等との連携

本部担当課長は、再被害防止措置の実施に当たり、検察庁、刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所をいう。また、受刑者を収容する少年院を含む。）、地方更生保護委員会及び保護観察所と連携するものとする。

第9 警察庁への報告

刑事企画課長は、再被害防止対象者の指定の状況等について、警察庁に対し定期的又は随時に報告するものとする。